

毎月第2・4土曜しんぐうマルシェを開催します

◆しんぐうマルシェ出店店舗の紹介コーナーVOL. 2



今回ご紹介するのは新宮町のみかん農家阿部繁喜さんです。新宮町の特産品であるみかんを先祖代々作られており、一言でみかんと言ってもいろんな品種を取り扱っています。季節の旬のみかんをぜひご賞味ください。

日時 10月8日(土)、22日(土)

午前9時30分～午後1時30分

場所 そびあしんぐう (芝生広場)

必要なもの 持ち帰り用の袋

※雨天時中止になる場合があります。詳しくは公式ホームページ『新宮navi』をご確認ください。

相島の漁師のいけま売り

玄界灘で獲れた天然の魚介類を、漁師が漁船の「生け間(いけま)」から直接販売する大人気のイベントです。

日時 10月15日(土) 午前9時～11時

場所 新宮漁港

(漁港に隣接する駐車場があります)

必要なもの

クーラーボックスなど

※魚が売り切れ次第終了となります。

ご購入いただいたお客様には駐車券をお渡しします。

問い合わせ先 (一社)新宮町おもてなし協会 ☎981-3470

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日(電話相談にて対応)

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182(開設時のみ)

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

「保険金が出るようサポートする」とは？ 住宅修理サービスに関する広告や勧誘に注意してください！

事例

「火災保険を使って屋根や外壁の工事の見積もりをする」とのインターネット広告を見て、事業者へ連絡を取り、見積もり依頼をした。事業者から「修理代を上回る保険金を受け取れる。手数料は40%だが損はない」と言われ、損がないならと契約することにした。その書面は、修理箇所と損傷の程度を判断して見積もりを作成するサービスで、保険金が入りたらその40%を事業者に支払うと書いてある。よく考えると、保険会社の査定が見積もりどおりとは限らないと思い、解約を申し出たが、解約できないと言われた。どうすればいいか。

アドバイス

- ①請求期限が迫っているなどの勧誘やインターネット広告をうのみにせず、安易に契約しないようにしましょう。
- ②申請サポート会社に頼らずとも、保険金の請求は加入者自身で行えます。
- ③うその理由で保険金を請求することは絶対にやめましょう。自然の消耗もしくは劣化または性質によるさびなど、経年劣化によって生じた損害は支払いの対象とはなりません。

- ④訪問販売や電話勧誘販売で契約をした場合は、クーリング・オフができる場合があります。不安な点がある場合は早めに消費生活相談室に相談してください。

【相談窓口】

○消費者ホットライン「188(いやや!)」番

※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)